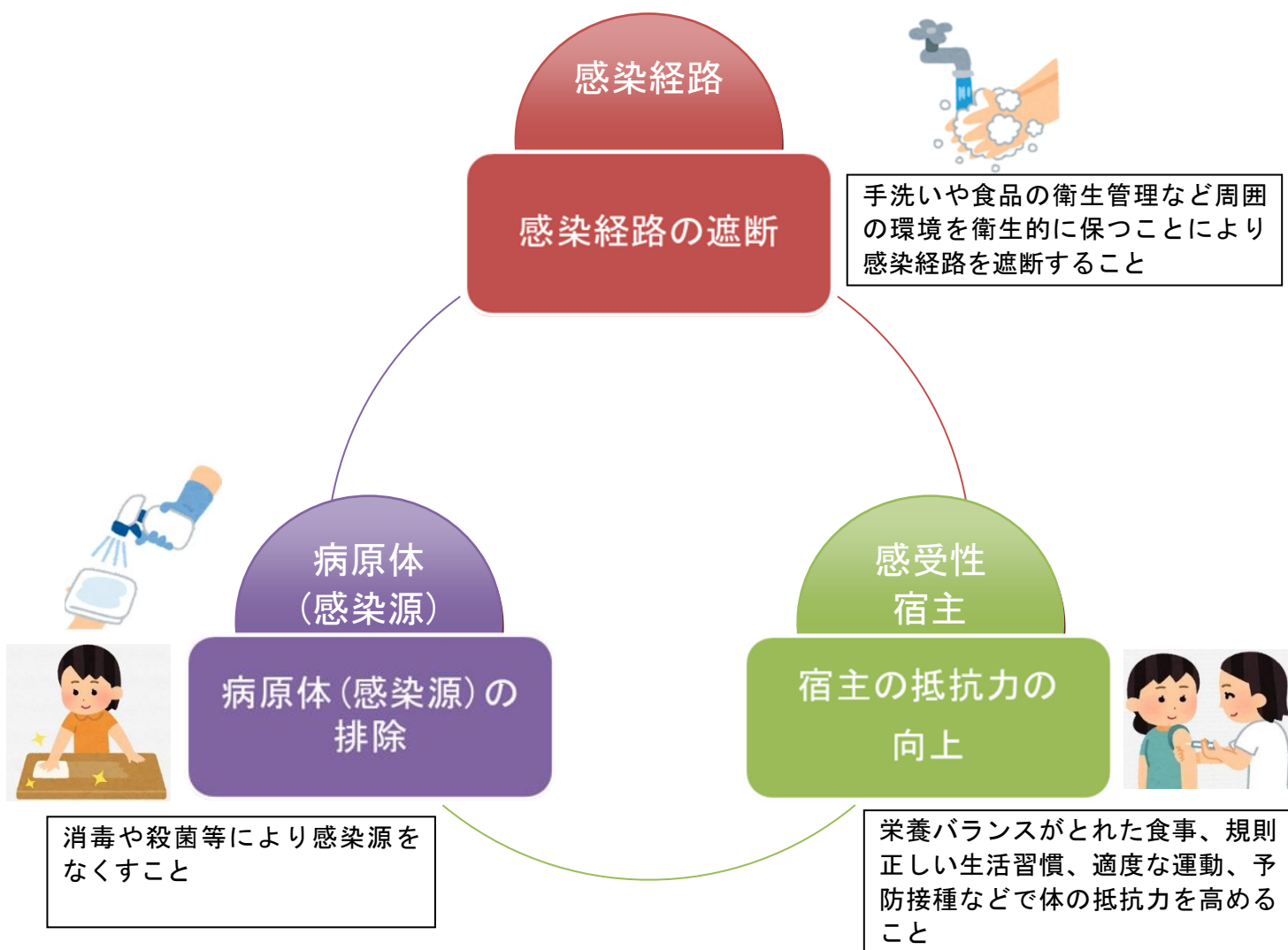


学校における感染症発生時の対応

令和5年4月に学校保健安全法施行規則の「学校において予防すべき感染症の種類」や「出席停止の期間の基準」が見直されました。

本資料は長野県の学校における感染症発生時の対応や報告の概要をまとめたものです。感染症発生時の対応の際の参考としてご活用ください。

なお、各感染症については「学校において予防すべき感染症の解説」（文部科学省HP）をご参照ください。



1 学校における感染症への対応

各感染症の出席停止の期間は、感染様式と疾患の特性を考慮して、人から人への感染力を有する程度に病原体が排出されている期間を基準としている。感染症の拡大を防ぐために、

- ・ 他人に容易に感染させる状態の期間は集団の場を避けるようにすること
- ・ 健康が回復するまで治療や休養の時間を確保すること

を目的として出席停止の措置を行う。

【出席停止期間の基準】

1 第一種感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法という。）の第一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している。出席停止期間の基準は、「治癒するまで。」

2 第二種感染症

空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を規定している。出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

病名	初期の症状	感染経路	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く。)	悪寒、頭痛、高熱(39-40℃)で発症。頭痛とともに咳、鼻汁が始まる場合もある。全身症状は怠感、頭痛、腰痛、筋肉痛など。呼吸器症状は咽頭痛、咳、鼻汁、鼻づまりなど。消化器症状が出現することもあり、嘔吐、下痢、腹痛がみられる。脳症を併発した場合は、けいれんや意識障害を来すこともある。	飛沫感染、 接触感染もある。	平均2日 (1~4日)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (発熱の翌日を1日目として)
百日咳	連続して止まらない咳(コンコンと連続して咳き込んだ後、ヒューという笛を吹くような音を立てて急いで息を吸うような特有な咳)が特徴。	飛沫感染、 接触感染。	主に7~10日 (5~21日)	特有の咳が消失するまで 又は、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	眼の充血、涙、めやに、咳、鼻水、発熱、口内の頬粘膜に白い斑点(コプリック斑)、赤い発疹(耳の後ろから顔面、全身)	空気感染、 飛沫感染、 接触感染。	主に8~12日 (7~18日)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が主症状。顎下腺や舌下腺なども腫れ、痛みを伴う。	飛沫感染、 接触感染。	主に16~18日 (12~25日)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発熱、紅色の発しん、圧痛を伴う。リンパ節の腫れ(頸部、耳の後ろの部分)	飛沫感染、 接触感染。	主に16~18日 (14~23日)	発しんが消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	発しん(体と首のあたりから顔面に生じやすい)、発熱、かゆみ、疼痛。 水疱中には多量のウイルスが存在する。	空気感染、 飛沫感染、 接触感染。	主に14~16日	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	高熱(39-40℃)、咽頭痛、頭痛、食欲不振、咽頭発赤、頸部・後頭部リンパ節の腫脹と圧痛。結膜充血、流涙、まぶしがら、めやに、耳前リンパ節腫脹など。	飛沫感染、 接触感染。	2~14日	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	咽頭痛、咳、頭痛、発熱、倦怠感など。	飛沫感染、 エアロゾル感染、 接触感染。	主に1~3日程度 (1~7日)	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

結核	<p>【潜在性結核感染症】 無症状。感染性はない。</p> <p>【肺結核】 初期症状は咳、痰、微熱怠感、進行すると、発熱、寝汗、血痰、呼吸困難な咳。</p> <p>【粟粒結核】 症状は発熱、咳、呼吸困難、チアノーゼなど。</p> <p>【結核性髄膜炎】 高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、痙攣等。</p>	主として感染性の患者からの空気感染（飛沫核感染）	2年以内、特に6か月以内に多い	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで (潜在性結核感染症の治療は、出席停止に該当しない)
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱、頭痛、意識障害、嘔吐。	飛沫感染、接触感染。	主に4日以内（1～10日）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

＜家族や感染発生地域から通学する者等についての出席停止の期間の基準＞

- 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。（学校保健安全法施行規則第19条第4項）
- 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。（同第19条第5項）
- 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。（同第19条第6項）

3 第三種感染症

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。」

なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。

第三種の「その他の感染症」として扱う場合もある感染症

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。そのため、次に示した感染症は、子どものときに多くみられ、学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、必ず出席停止を行うべきというものではない。「学校において予防すべき感染症の解説（文部科学省）」

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など）、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎（RSウイルス感染症など）、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹（とびひ）、伝染性軟属腫（水いぼ）、アタマジラミ、疥癬、皮膚真菌症、カンジダ感染症、白癬感染症 など

【出席停止期間の算定の考え方】

【参考】 出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまでとした場合は、「〇〇」という現象がみられた日の翌日を第1日目として算定する。

例えば「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に解熱 → 火曜日（解熱後1日目）→ 水曜日（解熱後2日目）
→（この間発熱がない場合）→ 木曜日から出席可能

【ポイント】

「解熱」は、平熱が1日中続いた状態をさします。

例：朝は高熱だったが、昼には平熱に下がったという日は、「発熱」にあたります。

例：解熱鎮痛薬を服用し続けていて平熱に下がったという場合は、「発熱」にあたります。

治ゆ報告書と出席停止期間終了報告書

感染症に罹患した場合、保護者は医師からの指示を「治ゆ報告書」に記入し、学校に治ゆ状況等を報告します。ただし、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症は、出席停止の期間が経過したら治ゆとすることができる感染症のため、期間が経過したことを報告します。

2 感染症発生時の報告

1 出席停止の報告

(1) 学校等欠席者・感染症情報システムによる報告

第二・三種感染症の出席停止の措置を行った場合は「学校等欠席者・感染症情報システム（以下「システム」という）に入力をしてください。システムへの入力により、県及び市町村（組合立）教育委員会、保健福祉事務所（長野市・松本市は保健所）、学校医等が同時に感染症情報の閲覧が可能となります。（法第19条の出席停止報告及び、法第20条の臨時休業等の報告が完了）

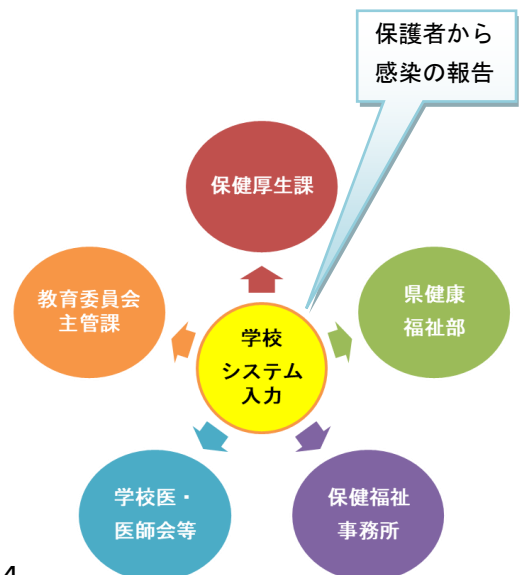
ただし、市町村（組合立）教育委員会では、別に報告形式を定めている場合もあります。

(2) 「学校における感染症・食中毒発生速報」による報告

以下の場合はながの電子申請サービスの様式1及び様式4（文部科学省様式）にて入力および保健福祉事務所へFAX送信してください。

- ① 感染性胃腸炎及び食中毒の集団発生の場合
- ② システム未加入の私立学校等で感染症の集団発生があった場合（ながの電子申請サービス アドレス）

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=27794



2 感染症発生時の報告の流れ

第一種感染症 及び結核 麻しん・風しん

- ・保健厚生課へ電話にて第一報
- ・確定診断後にシステムに入力(システム未加入の学校は不要)
- ・保健厚生課へ1(2)の様式1にて報告→義務教育課・高校教育課
特別支援教育課・感染症対策課
- ・終えんしたら、1(2)の様式2にて終えん報告

第二・三種感染症 (感染性胃腸炎を除く)

- ・発生(1名発生)→システムに入力(システム未加入の学校は報告不要)
- ・集団発生:臨時休業措置(学級閉鎖・学年閉鎖・学校休業等)
→システムに入力(システム未加入の学校は1(2)により報告)
- ・学校休業をする集団発生の場合→保健厚生課へ電話で一報

感染性胃腸炎

- ・発生(1名発生)→システムに入力
 - ・集団発生:臨時休業措置(学級閉鎖等)
→①システムに入力
②保健厚生課へ電話で一報
③1(2)の様式1にて報告
- 義務教育課・高校教育課
特別支援教育課
感染症対策課

3 食中毒(疑いを含む)発生時の報告の流れ(学校教育活動において発生した場合)

食中毒 (疑いも含む)

- ・発生→保健厚生課へ電話で第一報→FAXで様式1にて報告
→義務教育課・高校教育課・特別支援教育課
- ・終えんしたら、様式4にて終えん報告

学校から状況連絡→保健厚生課 ⇔ 感染症対策課

4 インフルエンザ様疾患の集団発生時の報告の流れ

学校から状況連絡→保健厚生課 ⇔ 感染症対策課

本県では、臨時休業の措置はインフルエンザ様疾患の欠席者がおおむね20%になった時を目安としています。

なお、シーズンごと県内初発のインフルエンザ集団発生についてはプレスリリースを行います。

また、保健福祉事務所単位で、初発の学級閉鎖等の集団発生が見られた場合、疫学的検査(検体採取等)にご協力いただくことがあります。その際、検体採取等は保健福祉事務所が行いますが、保護者への依頼等の連絡にご協力ください。

5 新型コロナウイルス感染症の集団発生時の報告の流れ

学校から状況連絡→保健厚生課 ⇔ 感染症対策課

本県では、臨時休業の措置は新型コロナウイルス感染症の欠席者がおおむね 20%になった時を目安としています。

なお、学校休業をする集団発生の場合は保健厚生課へ電話で一報を入れ、様式 1 にて報告してください。

3 感染症発生時の対応（事例）

保護者から、子どもが「結核」「麻しん」「風しん」と医療機関で診断された（疑い含む）と学校に連絡が入った。

児童生徒及び教職員などの関係者に結核、麻しん、風しん（疑いを含む）の患者が発生した場合、速やかに学校医と連携し、所管の保健福祉事務所（長野市・松本市は市保健所）及び教育委員会に連絡し、対応について協議をする必要があります。

学校では連絡を受けてから、次のⅠ～Ⅲの対応をしてください。Ⅳは所管する保健福祉事務所からの指導をもとに対応してください。

Ⅰ 連絡してきた保護者から、わかる範囲で「学校で確認する事項」を参考に学校で情報を収集してください。

Ⅱ 保健福祉事務所に次の内容を連絡してください。

①患者の氏名・住所

②診断した医療機関名

③診断された日

Ⅲ 保健厚生課及び市町村教育委員会にⅠの情報と患者の氏名・住所・性別・学年等の内容を様式 1 などに記入し、FAXで報告してください。感染症対策課からの情報を含め保健厚生課から連絡します。

保健厚生課 ⇔ 感染症対策課→学校へ状況報告

Ⅳ 保健福祉事務所から連絡が入るので、その指導に従って対応してください。

集団の接触者健診が必要となった場合は保健福祉事務所が主体となり、学校と連携して健診を行います。その際、患者のプライバシーの保護に留意しつつ、保護者に対する説明会を行いますので、説明会の通知等に協力をお願いします。説明会は保健福祉事務所が主体で行います。

麻しんの終息

- ①麻しんは学校保健安全法では、解熱した後 3 日を経過するまで出席停止とされていますが病状により長期に及ぶ場合もあり、最終的な登校は主治医の判断によります。
- ②麻しんの潜伏期間は約 10～14 日であることから「最後の麻しん患者と児童生徒及び職員との最終接触日から 4 週間新たな麻しん患者の発生が見られない」場合に、学校医、保健福祉事務所等と協議し、麻しんの終えんとします。

参考

学校等で結核・麻しん・風しん患者が発生した際に学校で確認する事項

1 感染児童生徒等の基礎情報の収集

児童生徒の氏名等	年	組	氏名(歳)	()	性別
	(保護者氏名)				
居住地(市町村名のみ)					
報告事由					
現在の措置 (該当に○印)	出席停止(年月日～)				
	1 入院中(医療機関名:) 2 自宅療養				
家族構成					
兄弟姉妹の就学状況					
家族の感染の有無					
受診医療機関名					
検査日時					検査結果(不明の場合は空欄)
経過と主な症状					
直近の登校日					
考えられる感染経路	家庭内感染 学校内感染(部活動・教室) その他()				
感染者の発生に伴い、検査の対象となる人数等	濃厚接触者(人) 接触者(人) うち陽性者(人)				
学校の対応(臨時休業・学級閉鎖の期間とその範囲、分散登校、短縮授業、濃厚接触者の出席停止など)					

2 感染児童生徒等の濃厚接触の状況(それぞれ、1.濃厚接触の有無、2.有の場合の推定人数、3.現在の健康状態等)

所属学級の児童生徒、担任等	
所属クラブ等関係者	
所属児童生徒会関係者	

<予防接種歴、り患歴の把握>

事前に把握してある全校の児童生徒及び職員の予防接種歴、罹患歴について

- 1 予防接種歴がなく、罹患歴がない者のピックアップ作業を行う。
- 2 ピックアップした児童生徒及び職員に対し「感染する可能性が非常に高いこと」「感染した場合は重篤になる可能性が非常に高いこと」等を説明し、予防接種の勧奨を行う。

<患者及び保護者へ伝えること>

学校内の麻しん感染拡大を防ぐため、学校から最寄りの保健所に連絡すること。
保健所から患者及び保護者へ、連絡することがあるかもしれないこと。

<その他>

患者の発生状況、校内の感染拡大の状況等により、この他の調査項目を要する場合があります。

学校保健安全法関係条文

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

学校保健安全法施行令 出席停止の指示	第6条 校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。 2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。
出席停止の報告	第7条 校長は、前条第1項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。
学校保健安全法施行規則 感染症の種類	第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。（略：前頁参照）
出席停止の期間の基準	第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。（略：前頁参照）
出席停止の報告事項	第20条 令第7条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。 一 学校の名称 二 出席を停止させた理由及び期間 三 出席停止を指示した年月日 四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数 五 その他参考となる事項

(臨時休業)

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第21条 前2条（第19条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

学校保健安全法施行規則 感染症の予防に関する細目	第21条 校長は、学校内において、感染症にかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第19条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。 二 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。 三 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。
-----------------------------	---

(保健所との連絡)

第18条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合はその他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

学校保健安全法施行令 保健所と連絡すべき場合	第5条 法第18条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 法第19条の規定による出席停止が行われた場合 二 法第20条の規定による学校の休業を行った場合
---------------------------	---

令和6年3月 長野県教育委員会事務局 保健厚生課 保健・安全係

住所：長野市南長野幅下 692-2

電話：026-235-7444

ファックス：026-234-5169

電子メール：hokenko@pref.nagano.lg.jp